

高知県私立学校教育改革推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立学校教育改革推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、教育の国際化、キャリア・職業教育の推進等の社会の変化に対応した教育の改革に資するものを講じている私立小・中・高等学校若しくは特別支援学校を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助対象事業及び補助額は、別表に定めるとおりとし、補助対象事業における取組に必要な経費を補助対象とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に知事が必要があると認める書類を添付して、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体であって

は、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該施設に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合であって、事前に知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（計画変更の承認等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定額の増額若しくは20パーセントを超える減額又は補助事業の中止若しくは廃止を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、事業年度の翌年度の4月10日までに別記第3号様式による補助事業実績報告書に知事が必要があると認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第1項第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第1項第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第1号から第4号まで及び第2項、第8条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年10月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月19日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 29 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 28 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 5 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 27 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助金の額
1 次世代を担う人材育成の促進（2～7の取組に係るものは対象外）	<p>グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育の推進等 （補助要件）次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師（ネイティブ・スピーカー等）を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。</p> <p>②原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。</p>	補助対象経費と補助単価（76万円）のいずれか低い額
2 次期学習指導要領に向けた取組の促進	<p>アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた教員研修、学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等 （補助要件）次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>①高等学校段階の取組であること。</p> <p>②全ての教員（休業中の者を除く。）の半数以上を対象とした取組があること。</p>	補助対象経費と補助単価（40万円以下）のいずれか低い額
3 教育相談体制の整備	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等 （補助要件）次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>①有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。</p> <p>②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。</p>	補助対象経費と補助単価（60万円以下）のいずれか低い額
4 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	<p>多様な職業体験、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・習得、栄養教諭の活用等食に関する指導の充実等 （補助要件）次の要件を満たすこと。</p> <p>・1学年全員若しくは複数学年全員が、年に計3回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。</p>	補助対象経費と補助単価（26万円）のいずれか低い額
5 安全確保の推進	<p>スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の人員配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒への講習会（防犯、防災、交通安全等）の実施、地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施等 （補助要件）取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①人員配置の場合は、通学日の半分以上の日で取組があること。</p> <p>②①以外の場合は1学年全員若しくは複数学年全員が</p>	補助対象経費と補助単価（60万円以下）のいずれか低い額

	年に計2回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。	
6 特別支援教育に係る活動の充実	<p>専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用 等</p> <p>(補助要件) 取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年2回以上の取組があること。</p> <p>②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合を除く。</p> <p>③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。</p>	補助対象経費と補助単価(56万円以下)のいずれか低い額
7 外部人材活用等の推進(1～6の取組に係るものは対象外)	<p>教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員、ICT支援員 等</p> <p>(補助要件) 次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革や学校活動の改善を図るものであること。</p> <p>② 契約期間中、原則として、毎週1回以上の活用実績があること。</p>	補助対象経費と補助単価(100万円以下)のいずれか低い額

(注) 1 補助単価は、学校ごとに算定する。

2 「特別支援教育に係る活動の充実」については、特別支援学校及び特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に定める学級をいう。)を置く小学校及び中学校を除く。